

空家住宅等改修支援事業補助金

○ 補助の概要

自らが居住することを目的として、東広島市空家バンクなどにより空家住宅等を購入又は賃借する場合に、空家住宅等のリフォームに係る費用に対して補助金を交付します。

○ 補助の条件

 以下のすべてに該当すること。

- 空家住宅等を取得・賃借した際に、東広島市空き家バンクに利用者登録していること。
- 東広島市空き家バンクなどで空家住宅等を取得・賃借していること。
(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)にある空家住宅等を除く。)
- 取得・賃借した空家住宅等に補助申請時点で居住していないこと。
- 空家住宅等を取得・賃借した日から3年以内にリフォームを完了すること。
- リフォームした空家住宅等に3年以上居住すること。

○ 補助対象行為

 以下のリフォームの内容が補助の対象となります。

1. 床材、内壁材、天井材又は内部建具の設置、取替え、修繕又は塗装
2. 階層の増加を含まない間取りの変更
3. 基礎、土台、柱等の構造躯体の各部の修繕又は補強
4. 開口部、外部建具、外壁、屋根、雨樋又は庇の設置、取替え、修繕又は塗装
5. 風呂、台所、便所又は給湯器の設置、取替え又は改良(修繕を含む)
6. 空き家に係る給排水又は電気若しくはガスの供給に係る設備
7. エアコンの設置、取替え又は修繕(ただし、上記1から6のいずれかの工事を行う場合に限り、補助金交付の対象工事とする。)

○ 補助金額

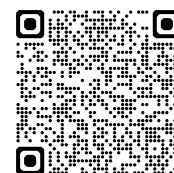
- ・上記の補助対象行為に係る費用の3分の1 ただし、上限50万円
- ・人口減少地域にある空家住宅等のリフォームの場合、上記の金額に最大30万円を上乗せ

※ 自己で上記のリフォームを行う場合は、原材料費及び機材の購入・賃貸費の3分の1

○ その他

この補助金とセットで【フラット35】地域連携型を利用できます。


フラット35地域連携型とは、市と住宅金融支援機構が連携し、補助金交付とセットで空き家取得に対する借入金利を一定期間引き下げる制度です。詳しくは、右のQRコードから住宅金融支援機構のホームページでご確認ください。



○ 連絡先 〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号 本館6階
東広島市 建設部 住宅課 計画調整係
電話：082-420-0946
ファックス：082-422-5010
メール：hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp

空家住宅等改修支援事業補助金

手続きの流れ

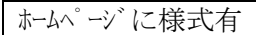
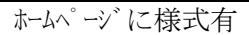
 は補助申請者

 は市となります。

○ 事前相談（必要に応じて）

市役所 住宅課（本館6階）に来庁 又は 電話（082-420-0946）にて、
補助の要件 や 申請書類 についてご相談ください。

○ 補助金の交付申請 以下の書類が必要となります。

- 東広島市空家対策事業費補助金交付申請書  ホームページに様式有
- 改修工事の見積書の写し
- 工事を実施する箇所及び工事の内容を明らかにする書類
（平面図（間取図）に改修工事箇所・内容を書き込んだもの など）
- 改修工事を実施する箇所の現況写真
- 建物の登記事項証明書 等（当該空家等の所有権を有することを証する書類）
⇒（賃貸の場合） 賃貸借契約書（契約期間3年以上）の写し
 空家住宅等改修承諾願兼承諾書  ホームページに様式有

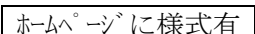
※ 改修工事の
契約前に申請
してください。

○ 補助金交付決定 申請の審査を行い（2週間程度）、補助金交付決定通知書を送付します。

○ 改修工事の実施

- ※ **必ず、補助金交付決定通知書を受け取った後に、業者と契約を行い、改修工事に着手してください。** 交付決定前に工事着手すると補助金を交付できません。
- ※ **工事内容を変更・中止したい場合は、着手する前に市役所住宅課に相談してください。**

○ 実績報告 工事に係る支払いが完了したら、以下の書類を提出してください。

- 東広島市空家対策事業実績報告書  ホームページに様式有
- 工事請負契約書 等
- 工事に要した経費の内訳が確認できる書類
- 領収書（支出に関する証拠書類の写し） ※ 相手方の受け取りが分かること。
- 改修工事の内容が確認できる写真

※ 支払完了後30日以内
又は3月15日の
いずれか早い日まで

○ 交付額の決定 実績報告の審査を行い（2週間程度）、補助金額確定通知書を送付します。

○ 補助金請求 東広島市空家対策事業費補助金交付請求書を提出してください。（実績報告時でも可） ホームページに様式有 ※ 請求書を受理してから、支払いまで2週間程度かかります。